

三股町立文化会館 使用料 (消費税込み。)

(単位:円)

施設名	使用区分	使用時間帯		9:00	13:00	18:00	9:00	13:00	9:00
		12:00	17:00	22:00	17:00	22:00	22:00	22:00	22:00
ホ ル	入場料金等を 徴収しない時	平 日	5,500	11,000	16,500	16,500	27,500	33,000	
		土・日・祝日	6,600	13,200	19,800	22,000	33,000	39,600	
	入場料金等 1~1,000円以下	平 日	6,600	13,200	19,800	19,800	33,000	39,600	
		土・日・祝日	7,700	15,400	23,100	26,400	38,500	46,200	
付 属 施 設	入場料金等 1,001~2,000円	平 日	7,700	15,400	23,100	23,100	38,500	46,200	
		土・日・祝日	8,800	17,600	26,400	30,800	44,000	52,800	
	入場料金等 2,001円以上	平 日	11,000	22,000	33,000	33,000	55,000	66,000	
		土・日・祝日	13,200	26,400	39,600	45,100	66,000	79,200	
会議室			550	550	770	1,100	1,320	1,870	
楽屋			330	330	330	660	660	1,100	
練習室			550	550	770	1,100	1,320	1,870	
小舞台			2,200	2,200	2,200	4,400	4,400	6,600	

付 属 設 備 及 び 備 品 使 用 料 (消費税込み。)

(単位:円)

分類	品名	単位	使用料
舞 台 設 備	日舞団い	1式	1,650
	振り落とし装置	1式	550
	平台	1枚	110
	開き足	1脚	50
	金屏風	1双	1,100
	地がすり	1枚	880
	緋毛せん	1枚	110
	長座布団	1枚	110
	上敷	1枚	110
	箱足	1個	20
	人形立て	1個	50
	蹴込みパネル	1式	220
	高座布団	1枚	50
	雪籠	1式	110
	演台	1台	440
	司会者台	1台	330
	吊り看板	1台	330
	プログラムスタンド	1台	110
設 備	ホワイトボード	1台	50
	ドライアイスマシーン	1台	1,100
	スモークマシーン	1台	1,100
	指揮者台	1台	220
	指揮者譜面台	1台	50
	演奏者譜面台	1台	30
	譜面灯	1個	30
	コントラバス椅子	1脚	60
	演奏者椅子	1脚	50
	ジョーゼット幕	1式	1,100
	国旗	1式	110
	町旗	1式	110
リ ノ リ ウ ム	音響反射板	1式	2,200
	グランドピアノ	1台	5,500
	スクリーン(1)	1式	880
	プロジェクター 映写	1台	5,500
	テーブル	1台	50
	リノリウム	1枚	220
	16ミリ映写機	1台	3,300

音 響 設 備	音響調整装置A	1式	3,300
	音響調整装置B	1式	1,650
	ステージスピーカー	1組	550
	はね返りスピーカー	1組	550
	カセットプレーヤー	1台	550
	CDプレーヤー	1台	550
	MDプレーヤー	1台	550
	ワイヤレスマイクロホン	1本	1,100
	コンデンサーマイクロホンA	1本	550
	コンデンサーマイクロホンB	1本	550
	ダイナミックマイクロホンA	1本	550
	ダイナミックマイクロホンB	1本	550
	三点式吊りマイク装置	1式	880
	効果卓	1式	880
	ライン入力設備	1P	550
	ボーダーライト	1列	550
	サスペンションスポットライト	1台	220
照 明 設 備	アッパー ホリゾントライト	1列	1,650
	ロアーホリゾントライト	1列	1,650
	フロントサイドスポットライト	1台	220
	シーリングスポットライト	1台	220
	ピンスポットライト	1台	1,100
	ペーライト	1台	220
	シャープエッジスポットライト	1台	330
	ランプピンライト	1台	330
	エフェクトライト	1式	880
	ミラーボール	1台	550
	星球セット	1式	880
	練習室ピアノ	1台	1,100
そ の 他	ドラム	1式	550
	アンプ	1台	550
	椅子	1脚	50
	レーザーポインター	1本	110
	スクリーン(スタンド)	1台	160
	持ち込み用電気(1Kw)	1式	220
	プロジェクター スポット	1台	1,650
	リノリウムテープ	1本	770
	CD	1枚	110

付 記

- ① 舞台練習のため舞台面(ステージ)のみを利用する場合の使用料は、上表に掲げる使用料の5割相当額とする。
- ② 同一日の午前9時～正午及び午後1時～午後5時の使用について、同一主催者及び同一趣旨の催しと認められる場合は、午前9時～午後5時の使用料とする。
- ③ 祝日とは国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。
- ④ 上記「入場料」についてA席・S席等の料金に差異のある場合は、高額徴収料金の設定で使用する。
- ⑤ 令和2年4月1日料金改正。